

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物(指定動物)の選定方針に関する意見と対応の考え方

(1)「国立公園における動物に関する基本方針について(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方
1	環境保全こそ動物保護の前提であることを前文に明記することを希望する。	1	基本方針(案)「保護施策の考え方」の「国立公園における動物の保護は生息地・繁殖地の保全を基本とする」を明記しています。
2	「動物が繁殖できる環境づくり」をその基本方針に、以下の具体的施策を盛り込むことを希望する。 動物の生涯と関わる環境づくり 動物の生涯と触れ合う学習の場づくり 減少動物保護のための国民参加の地域協定づくり 動物の売買に関わる全主体を対象にした定期的な教育及び資格審査・登録制等の実施 その他動物保護に必要な措置については、時限を設けて国民参加の元で別途定める	1	「動物が繁殖できる環境づくり」の観点から自然公園法で対応できる施策については、基本方針(案)「保護施策の考え方」の「生息地・繁殖地の保全」のところに記しています。
3	開発行為の許可申請に対する審査の強化、違反行為に対する罰則の強化、完了報告に対する回復状況の現地調査等を強化することを明記してほしい。	1	開発行為の許可申請に対する審査の強化については、参考資料「国立公園における動物の保全のための具体的施策について」1. にあり、現在の自然公園法においても学術調査の結果等により「野生動植物の生息地・生育地として重要な地域」と認められる場合には、開発行為の申請の審査に際して、特別保護地区に準ずる地域として開発行為を厳しく制限することが可能です。また、違反行為への対応及び現地調査については、自然公園法を適切に運用していきます。

(2)「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方
--	-------	----	--------

4	<p>2.にある「規制を行わなければ絶滅するおそれのある」を「規制を行わなければ、<u>全国レベル、地方圏又は都道府県レベル</u>で絶滅するおそれのある」と修文することを提案する。 (理由) 環境省作成のレッドリスト掲載種の中からだけでなく、国立・国定公園が存する地元都道府県作成のレッドリスト掲載種の中からも指定動物を選定することができるようにするため。</p>	1	<p>2.にある「絶滅するおそれのある、又は当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある」にはご指摘の趣旨が含まれていません。</p>
5	<p>2.のなお書きに、「エ 法令の規定により、駆除の対象とされているものではないこと。」の一文を加えることを提案する。 (理由) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条の規定により、感染症の蔓延のおそれがある場合、都道府県知事はねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができることとされているが、選定要件において、ねずみ族、昆虫類を必ずしも排除していないことから、法的整合性を持たせる必要があるため。</p>	1	<p>自然公園法施行規則第12条第27号の2において、特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、「有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること」を規定しています。</p>
6	<p>選定自体に反対。指定後にモニタリングするとあるが、モニタリングもしていないのにどうして種の選定ができるのか。</p>	1	<p>国立・国定公園内における動物の生息情報等のデータ収集については、自然環境保全基礎調査の実施や、レッドリスト作成等に当たっての作業において、実施しています。必ずしも十分とは言えない面があるかもしれませんが、これらのデータを最大限活用しつつ、予防原則の観点から選定を行っていくこととしています。 また、指定後にモニタリングを行い、更なるデータ収集に努めます。</p>
7	<p>指定の見直しについて、「国立・国定公園計画の点検等に併せて行うものとする」とあるが、毎年あるいは隔年での見直しとしてほしい。環境は自然災害等によっても急速に悪化したりするので定期的な見直しが必要である。逆に、十分個体数が回復した場合には指定解除を英断をもって行ってほしい。</p>	1	<p>指定の見直しについては、国立・国定公園計画の点検等に併せて行うことを基本としますが、緊急性がある場合は、それより早く見直すこともありえます。また、指定解除については、作業方針(案)3.にあるとおり、指定した動物については、永久に指定を継続するのではなく、保護の効果を見て指定の解除を実施することもありえます。</p>

(3)「指定動物の選定に係る作業方針(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方
8	<p>2.(1)を以下のとおり修文することを提案する。  「指定対象となる分類群は、<u>当面、爬虫類、両生類又は昆虫類であること。</u>  <u>個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する動物として、目視による識別が可能な動物に限るものとし、脊椎動物及び昆虫類を今回の指定対象とする。</u>  <u>ただし、鳥獣保護法において全国で捕獲規制と生息地保全が実施されている哺乳類及び鳥類については、今回の指定作業では検討の対象外とする。また、自然公園法施行規則の規定により捕獲規制の対象外とされている魚介類については、今回の指定作業では検討対象外とする。</u><u>が、哺乳類及び鳥類と異なり、魚介類については、国立・国定公園特別地域であっても、現在なんら捕獲等の規制が設けられていない。</u><u>早期に制度を見直し、魚介類であって絶滅のおそれのあるものについては、必要に応じて、指定動物に指定することができるよう検討を進める。」</u>  (理由)  現在、国立・国定公園特別地域であっても、釣りや漁業(漁獲)に対して、自然公園法上、なんら規制を加えることができない状況にあるが、これらの地域は、生物多様性保全のために重要な地域であるため、必要に応じて、釣りや漁業を制限することができる制度へと変更する必要があるため。</p>	1	<p>2.の冒頭に「当面の指定に際しては」とあるとおり、当該作業方針(案)は当面の指定に当たっての詳細要件です。  また、国立公園等における魚類等の保護については、法令改正が必要なたため明記はしませんが、ご指摘の趣旨を参考に今後の課題としてその必要性や効果等について検討していきます。</p>
9	<p>2.(2)のうち、「環境省作成のレッドリスト掲載種であること」を「環境省及び地元都道府県作成のレッドリスト掲載種であること」に、「環境省作成のレッドリストに掲載されている種又は亜種」を「環境省及び地元都道府県作成のレッドリストに掲載されている種又は亜種」とそれぞれ修文することを提案する。  (理由)  国立・国定公園特別地域における指定動物の選定に当たっては、国立・国定公園が存する地元都道府県のレッドリスト掲載種(絶滅危惧類・類相当)の中からも選定することができるようにするため。</p>	1	<p>指定動物の選定は、優先的に保護対策を講じていくことが必要と考えられるものから、必要な情報収集を行い、段階的に指定の適否を判断していくこととしており、今回の指定では、環境省作成のレッドリスト掲載種を対象とします。((2)4の回答もご参照ください。)</p>

10	2.(2)について、少なくともチョウ類に関しては、環境省作成のレッドリスト掲載種に限るのではなく、特例を設けてレッドリスト掲載種以外でも一定の要件を満たせば指定動物に選定できるようにした方がよい。 (理由) 日本全体で見れば「種(または亜種)」としての危険が迫っているとは言えなくても、地域的にみれば隔離分布している個体群に絶滅の危険が迫っている例があるため。	1	指定動物の選定は、優先的に保護対策を講じていくことが必要と考えられるものから、必要な情報収集を行い、段階的に指定の適否を判断していくこととしており、今回の指定では、環境省作成のレッドリスト掲載種を対象とします。((2)4の回答もご参照ください。)
11	2.(3) は、判断基準が主観的であるため、削除又は変更すべきである。全て科学的判断基準に基づくべきである。	1	自然公園は、優れた自然の風景地の保護と利用の推進を目的とする制度であり、客観的な事実を踏まえ、景観の観点からの選定を行うものです。
12	2.(4)を必須条項とすると、「保護対象とされたチョウは全て乱獲を受けたチョウ」との誤解を生じかねないので、必須条項から削除されることを希望する。	1	捕獲規制を行う動物については、捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの又は今後、捕獲圧が主要な減少要因の一つになるおそれがあるものについて、指定動物に指定し、規制を行うことにより直接的又は間接的に当該動物の保護上の効果があると見込まれるものである必要があると考えます。

#### (4)その他

	意見の概要	件数	対応の考え方
13	捕獲だけでは種が絶滅することではなく、生息地の破壊こそが問題であるため、生息環境の保全に取り組むべきである。	15	生息地の保全が基本的な保護施策であることは認識しており、基本方針(案)「保護施策の考え方」の において明記しています。
14	愛好家や研究者が採集を行う場合の制約とならないよう捕獲規制は行うべきでない、または捕獲規制を行う種を必要最小限のものに絞り込むべきである。	8	選定要領及び作業方針を踏まえ、適切な動物が指定されるようにいたします。 また、調査や学術研究目的の捕獲については、許可の対象としうようその要件を検討します。
15	チョウの保全には愛好家の協力が不可欠であり、チョウ類の採集をあまり厳しく制限すると、データが蓄積されず、チョウ類の保全に支障をきたすおそれがある。	2	
16	規制を行う地域を国立公園の特定地域に絞り、保護対象種は地域ごとに必要な種を指定してほしい。	2	国立・国定公園単位又は公園計画単位での指定となります。

17	都道府県等が天然記念物に指定して捕獲規制をしているものについては、さらに捕獲規制を加える必要はない。	1	自然公園法では、捕獲規制に加え、モニタリングや生息地保全等のための事業が実施可能であり、これらの施策を一体的に実施するために、既に他法令で規制されているものを改めて指定動物に選定することはありえます。
18	国立公園において、動物の捕獲等を規制する地域は必要であるが、きめ細かい調査が必要である。	1	国立公園における動物のインベントリ作成やモニタリングに取り組んでいきたいと考えています。
19	指定動物の選定には、学識経験者でなく、日本のチョウについて本当によく知っている人の意見をよく聞いてほしい。	2	選定要領及び作業方針を踏まえ、適切な動物が指定されるようにいたします。その際、必要に応じて地域で保全活動を実施している団体などの意見を聞く予定です。
20	種指定のパブリックコメントを実施する場合、パブリックコメント期間中の乱獲を防ぐため、9月に実施し指定は3月に行うなどの配慮が必要。	1	乱獲されるおそれがある種を指定する場合は、指定に向けたパブリックコメントの実施時期を配慮します。
21	国立公園鳥取砂丘とその周辺部の第2種特別地域におけるキマダラルリツバメの採集禁止の指定をお願いします。	1	選定要領及び作業方針を踏まえ、適切な動物が指定されるようにいたします。
22	捕獲規制を行うことにより「昆虫採集 = 悪」というイメージが定着し、昆虫採集がやりにくくなる。その結果、子供たちの自然への関心が失われるとともに、研究の停滞を招く。	8	昆虫採集は自然とのふれあいの一形態であり環境教育に資する場合もあること、また、昆虫の研究の重要性は認識しています。一方、極めて生息数が少なくなる等地域的な絶滅のおそれのある種をきちんと保護していくことは必要であり、その手段として指定動物を選定する必要があると考えます。
23	レンジャーや指導員と昆虫採集者とのトラブルを防ぐために、レンジャーや指導員の質の向上及びトラブルの対応方法の明確化を要望する。	5	レンジャーや指導員が適切に指導を行えるよう、指定動物の生態や同定法等を掲載した対応マニュアルの作成等を行う予定です。また、トラブル防止のため昆虫採集者に対する情報提供も実施していく予定です。

24	特別保護地区以外は生物採集可で良い。公園全土となると管理は誰が行うのか。公務員が行うのなら税金の無駄遣いであり、公務員を減らすという国の趣旨に反する。	1	モニタリングや保全活動については、職員だけでなく地域の専門家や団体と連携して行っていく予定です。
25	指定種であっても、研究実績のある個人や団体からの採集や調査活動の申請に対しては、速やかに許可してほしい。	2	選定要領及び作業方針を踏まえ、適切な動物が指定されるようにいたします。また、調査や学術研究目的の捕獲については、許可の対象としうようその要件を検討します。
26	ある種の保存を図るための必須項目としてモニタリングが重要であるが、採集を規制すると現状把握を困難にするおそれが高い。	2	
27	絶滅に向かっている動物については、その原因を研究することが重要。	1	指定動物に選定し、その生息状況のモニタリングを実施すること等により減少要因の検証を行います。
28	現地の実態に詳しい団体と連携して保全・調査活動を継続実施し、結果を公表してほしい。	1	指定動物の指定後は、モニタリングや保全活動を実施します。その際、地域の専門家や団体と連携いたします。
29	保護増殖に実質的に携わるボランティアの選定は重要であり、必要があればNPO等の任意団体として設立されるべきである。成果が認められないボランティア団体等については罰則を適用すべきである。	1	
30	違法で捕獲され、没収された標本等が適正に管理され、公開されることを希望する。	1	国立公園内で得られた動物の標本については、適切に収蔵・管理するとともに、自然環境の保全を目的とした調査研究や普及啓発に役立ちます。また、違法捕獲された標本の取扱いについても、検討していきます。
31	都道府県や市町村が行う動物の捕獲規制が適切なものとなるよう、国は地方自治体を指導してほしい。	7	国立・国定公園の指定動物は当省において定めますが、地方公共団体が実施する動物保護施策においても望ましい捕獲規制が普及することを期待しています。また、希少種の保全について地方公共団体と連携して対応するため、必要に応じて、地方公共団体に対し適切に助言をしていきます。

32	意味のなくなった天然記念物の指定や地方条例による捕獲規制は速やかに解除してもらいたい。	1	天然記念物行政は当省で所掌しておりませんが、希少種の保全について地方公共団体と連携して対応するために、必要に応じて希少種の保全について地方公共団体に対し適切に助言をしていきます。
33	特別保護地区や特別地域の範囲がわかりにくいと、現地における看板等での範囲の明確化や刊行物の頒布を徹底してほしい。	1	国立公園の現場の主要なルートに特別地域等であることを示す標識を設置することとしています。あわせて、国立公園のゾーニングを示した普及啓発用の図面の作成を行う予定です。
34	日本の自然公園は均質ではないため、「高度に保全されるべき生態系を有する自然公園」と「風光明媚な観光地」とが同列に扱われる現行制度を見直す時期に来ている。	1	ご意見は、自然公園のあり方の検討に際して参考とさせていただきます。
35	ペットの持ち込みを禁止してほしい。	1	国立・国定公園内にペットを持ち込む行為については、罰則をもって禁止されてはおりませんが、例えば、国立・国定公園の山岳部などでは、他の公園利用者や野生動物への配慮からペットの持ち込みの自粛を要請している地域もあります。そのような地域ではご理解とご協力をお願いしています。